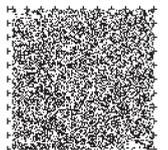


第1章 福祉計画のあらまし



第1章 福祉計画のあらまし

1 計画策定の背景・趣旨

本市では、福祉分野の計画を総合的かつ一体的に推進するため、「府中市福祉計画」を策定し、「みんなでつくる、みんなの福祉～人と人々が支え合い幸せを感じるまちを目指して～」を基本理念に掲げ、「安全で安心した暮らしを支える福祉の実現」、「いきいきと自立した暮らしを支える福祉の実現」、「地域で支え合う福祉の実現」、「協働・連携で進める福祉の実現」を基本視点として、計画を推進してきました。

本計画を構成する分野別計画としては、「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援計画」、「保健計画（健康ふちゅう21）」、「自殺総合対策計画」、「食育推進計画」を策定し、併せて推進してきました。

現在、少子・高齢化の進行と人口減少、人生100年時代の到来、価値観・ライフスタイルの変化の中、福祉施策は大きな転換期を迎えています。

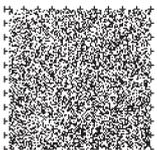
国では、これまで、高齢者分野を中心に「地域包括ケアシステム」の構築を目指した取組を進めてきましたが、制度の狭間にある問題や複合的な課題を抱える人・世帯への対応が課題となったことから、平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会」の実現を提唱し、以来、様々な取組が本格化しています。

「地域共生社会」とは、高齢者、障害のある人、子ども等を含む全ての人々が、暮らしと生きがいを共に作り、高め合うことができる社会です。そのために、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、『我が事』・『丸ごと』の地域づくり¹を育む仕組みへの転換を行うことで、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、地域の福祉サービスと協働して助け合い暮らすことのできる仕組みを構築するものです。

本市において、この地域共生社会の実現を目指した取組を進めることは、これからの少子・高齢化の進行と人口減少等による課題を克服するとともに、将来にわたり持続可能な地域社会を構築していくためにも重要です。

本計画は、地域共生社会の実現に向けて、本市における福祉の基本理念を定めると共に、福祉施策を進めていく上での考え方や本理念を実現するための仕組みと基本視点等を示し、福祉施策を総合的かつ包括的に推進するための計画として策定します。

¹ 『我が事』・『丸ごと』の地域づくり：住民一人一人が個々の課題と向き合う中で、「他人事」になりがちな問題を、『我が事』として主体的に取り組むことができる地域づくりを進めることと、それを支援していくこと。また、それらの課題を公的な福祉サービスへのつなぎを含めて、『丸ごと』の総合相談支援の体制で受け止める仕組みをつくっていくことをいいます。



2 計画の位置付け

「福祉計画」は、「府中市総合計画」を上位計画とする計画であり、本市の福祉施策における基本的な考え方を定めています。「福祉計画」は、保健・福祉・医療を一体的に推進するため、地域福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野、子ども・子育て支援分野、保健・食育分野を横断的につなぐ役割を担っています。

計画策定に当たっては、福祉の各分野に共通する福祉的支援が必要な方を地域で支える、という主要課題に対して分野横断的な施策展開を図ることを目的に、特に、地域福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野の計画を関連する計画として位置付けています。

また、「福祉計画」及び関連計画は、他の生活・環境分野、文化・学習分野、都市基盤・産業分野の計画とも連携した計画であり、国や東京都の関連する計画や、府中市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と整合を図っています。

【地域福祉分野】

- 「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」です。
- 「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」は、府中市福祉のまちづくり条例第7条に規定する、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための計画です。

【高齢者福祉分野】

- 「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」です。
- 「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」です。あわせて「地域における医療と介護の総合的な確保を推進するための関係法令」に基づく計画です。

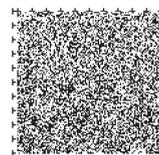
【障害者福祉分野】

- 「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」です。
- 「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」です。
- 「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」です。

【子ども・子育て支援分野】

- 「子ども・子育て支援計画」は、子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

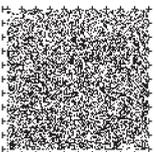
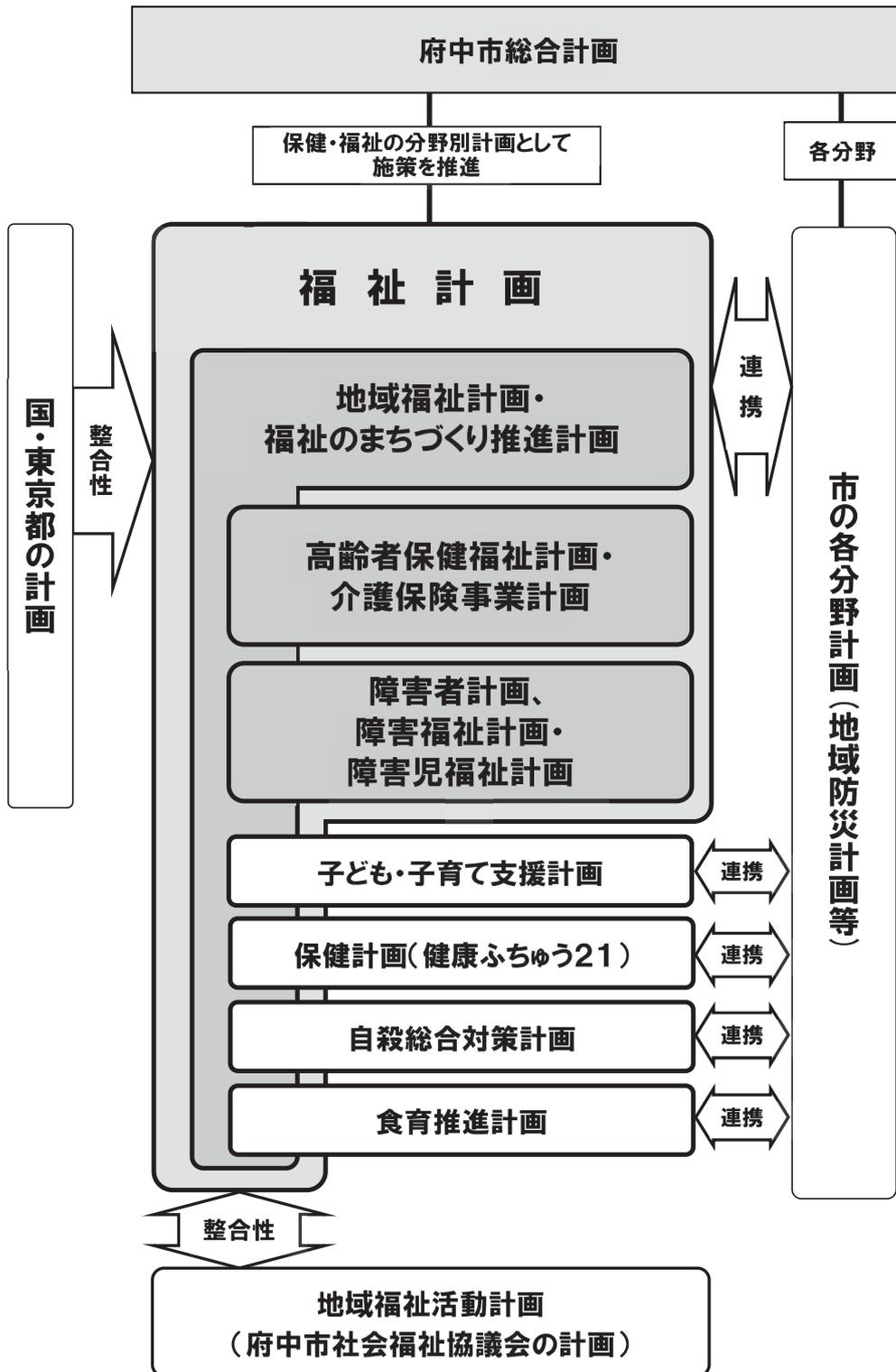
※子どもの貧困対策を含む「府中市子どもの未来応援基本方針」とも整合を図ります。



【保健・食育分野】

- 「保健計画」は、健康増進法第8条の2に規定する「市町村健康増進計画」です。
- 「自殺総合対策計画」は、自殺対策基本法第13条に規定する「市町村自殺対策計画」です。
- 「食育推進計画」は、食育基本法第18条に規定する「市町村食育推進計画」です。

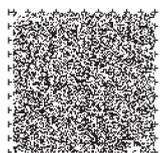
計画の位置付け



3 計画期間

本計画の計画期間を、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

	平成					令和								
	27年度	28年度	29年度	30年度	31/元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
府中市総合計画	第6次府中市総合計画						第7次府中市総合計画（仮）							
福祉計画	福祉計画						福祉計画							
【地域福祉分野計画】 地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画 （社会福祉法） （府中市福祉のまちづくり条例）	地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画						地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画							
【高齢者福祉分野計画】 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 （老人福祉法） （介護保険法）	高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第6期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第7期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第8期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第9期）							
【障害者福祉分野計画】 障害者計画 （障害者基本法）	障害者計画						障害者計画							
障害福祉計画・ 障害児福祉計画 （障害者総合支援法） （児童福祉法）	障害福祉計画 （第4期）		障害福祉計画（第5期） ・障害児福祉計画 （第1期）		障害福祉計画（第6期） ・障害児福祉計画 （第2期）		障害福祉計画（第7期） ・障害児福祉計画 （第3期）							
【子ども・子育て支援】 子ども・子育て支援計画 （子ども・子育て支援法）	子ども・子育て支援計画				第2次子ども・子育て支援計画				第3次子ども・ 子育て支援 計画					
【保健・食育分野】 保健計画（健康ふちゅう21） （健康増進法）	第2次保健計画						第3次保健計画							
自殺総合対策計画 （自殺対策基本法）							自殺総合対策計画				第2次 自殺総合対策計画			
食育推進計画 （食育基本法）	第2次食育推進計画						第3次食育推進計画							



4 計画の策定体制

計画策定に当たっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し計画に反映するため、協議機関での協議検討、郵送による調査の実施、分野横断調査の実施、パブリックコメント手続の実施等様々な形で市民参加を図っています。

(1) 協議機関での協議検討

公募市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される協議機関で、各計画の内容を協議検討しました。

(2) 分野別調査（郵送による）の実施

市民の意識やニーズを的確に反映した計画とするため、令和元年度に地域福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野において11種類の郵送等による調査を実施しました。

(3) 分野横断調査（グループインタビュー等）の実施

地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉の分野横断調査として、地域福祉の担い手グループインタビュー、相談支援機関グループインタビュー、生活支援機関インタビュー、文化センター圏域別グループディスカッションを実施し、本市における福祉ニーズ・課題の整理を行いました。

(4) パブリックコメント手続の実施

市民から幅広くご意見をいただくため、令和2年11月24日から令和2年12月23日までパブリックコメント手続を実施しました。

